

主な目標指標

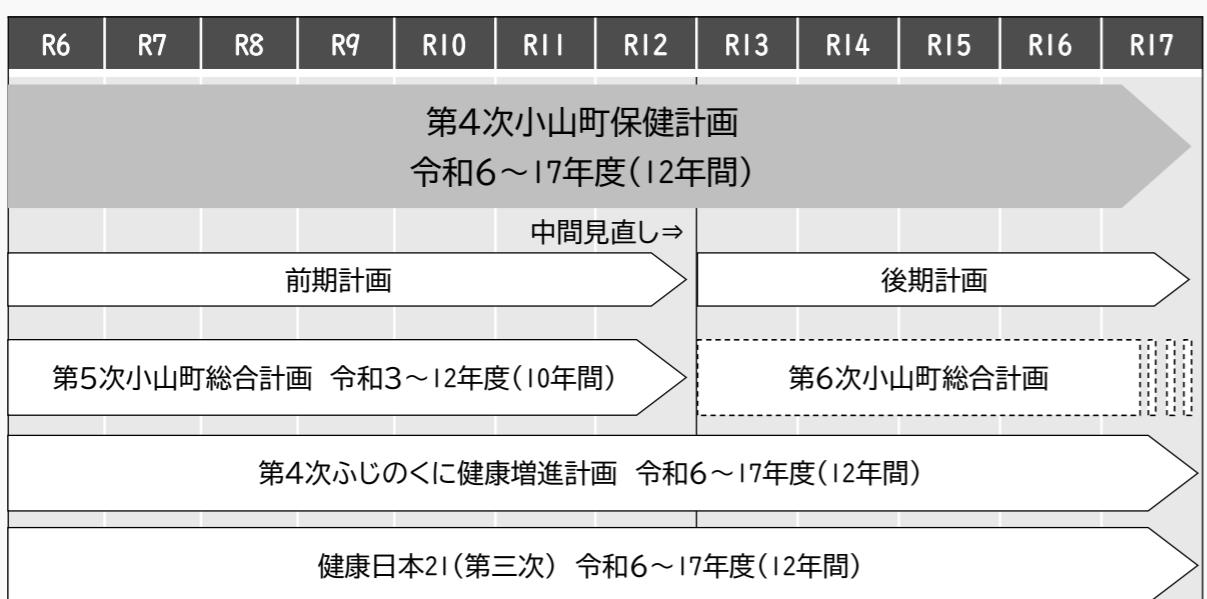
本計画の評価に用いる主な目標指標は以下の通りです。

| 指標 | 現状値 (R4) | 中間目標値 (R10) | 目標値 (R15) |
|--|-------------|----------------|--------------|
| 平均自立期間（男性） | (R3)78.9年 | 80.0年 | 80.7年 |
| 平均自立期間（女性） | (R3)85.0年 | 86.1年 | 86.8年 |
| 肥満該当者割合（男性） (BMI25kg/m ² 以上) (40～60歳代) | (R2)40.5% | 39.5% | 38.0% |
| 肥満該当者割合（女性） (BMI25kg/m ² 以上) (40～60歳代) | (R2)27.6% | 24.5% | 23.0% |
| 歩行程度の身体活動を1日1時間以上実施している方の割合（男性） | 44.8% | 47.4% | 50.0% |
| 歩行程度の身体活動を1日1時間以上実施している方の割合（女性） | 44.7% | 47.4% | 50.0% |
| 3歳児のむし歯り患率 | 8.3% | 4.0% | 2.0% |
| 朝食を抜くことが週に3回以上ある割合（男性） | (R2)14.7% | 12.0% | 10.0% |
| 朝食を抜くことが週に3回以上ある割合（女性） | (R2)8.1% | 6.5% | 5.0% |
| 睡眠で休養が十分取れていない方の割合（男性） | (R2)24.0% | 21.0% | 18.0% |
| 睡眠で休養が十分取れていない方の割合（女性） | (R2)30.5% | 27.1% | 24.1% |
| みんなが主体的に健康づくりに取り組んでいると思う町民の割合 | 46% | 58% | 60% |

計画の期間と評価

計画の期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とします。ただし、今後の保健・医療・社会情勢の変化などにも対応しながら、必要に応じて内容の見直しを行います。

計画の評価は、保健、医療、福祉等の動向や、社会経済の状況等の変化や町民のニーズにも的確に対処するため、令和10年度の実績をもって中間評価を行うこととして、令和12年度に計画内容の見直しを行い、最終評価は令和15年度の実績をもって行い、令和17年度に行う次期計画の策定に反映するものとします。



第4次小山町保健計画【概要版】

計画期間:令和6年度～令和17年度

策定の趣旨

少子高齢化及び核家族化の進行、総人口・生産年齢人口の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、多様な働き方の広まりによる社会の多様化、新興感染症も見据えた新しい生活様式への対応など、町民を取り巻く社会状況や生活環境は変化し、これに伴い、行政へのニーズは一層多様化することが予想されます。

小山町においても、国、県の計画と連動しながら、町の役割である住民に対し身近で質の高い保健サービスを一元的に提供することが求められています。

このため、保健、医療、福祉及び教育の他、多分野との十分な連携を図りながら、健康寿命の延伸と健康格差の是正を図るため、『第4次小山町保健計画』を策定します。

計画の目標

健康づくりを広げていく人々がくらす町・おやま

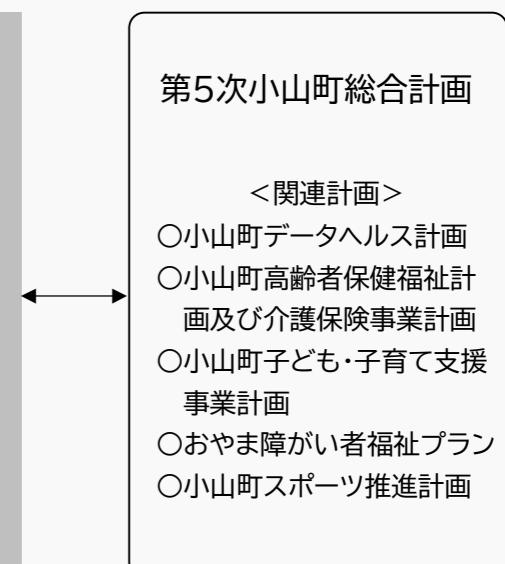
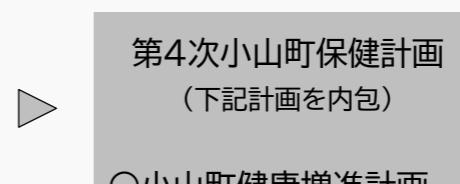
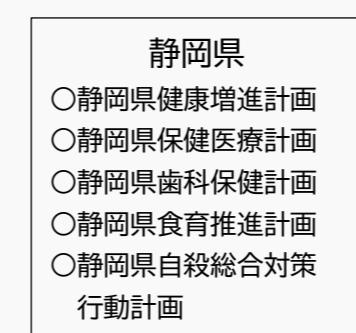
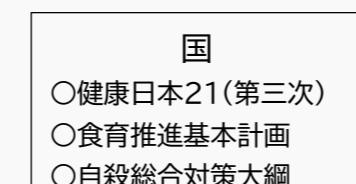
少子高齢化や厳しい財政状況、社会環境の変化等を背景として、健康寿命の延伸や医療費の適正化は、重要な課題となっています。

そのため、一人ひとりが自分自身の身体と心に关心を向け、生涯を通じての健康づくりを実践することが大切です。また、その人々がつながり、より良い健康状態を目指すことで、さらにその効果を健康に無関心な人にも広げていくことができれば、健康で元気な地域社会・小山町の実現と充実につながると考えます。

第4次小山町保健計画では、「健康をつくり広げていく人々がくらす町・おやま」を計画目標とし、3つの健康づくりの柱を立て、町民が心身ともに健康で充実した生活を送ることのできるよう総合的に保健施策をすすめ、町民の健康水準の向上に寄与することを目標とします。

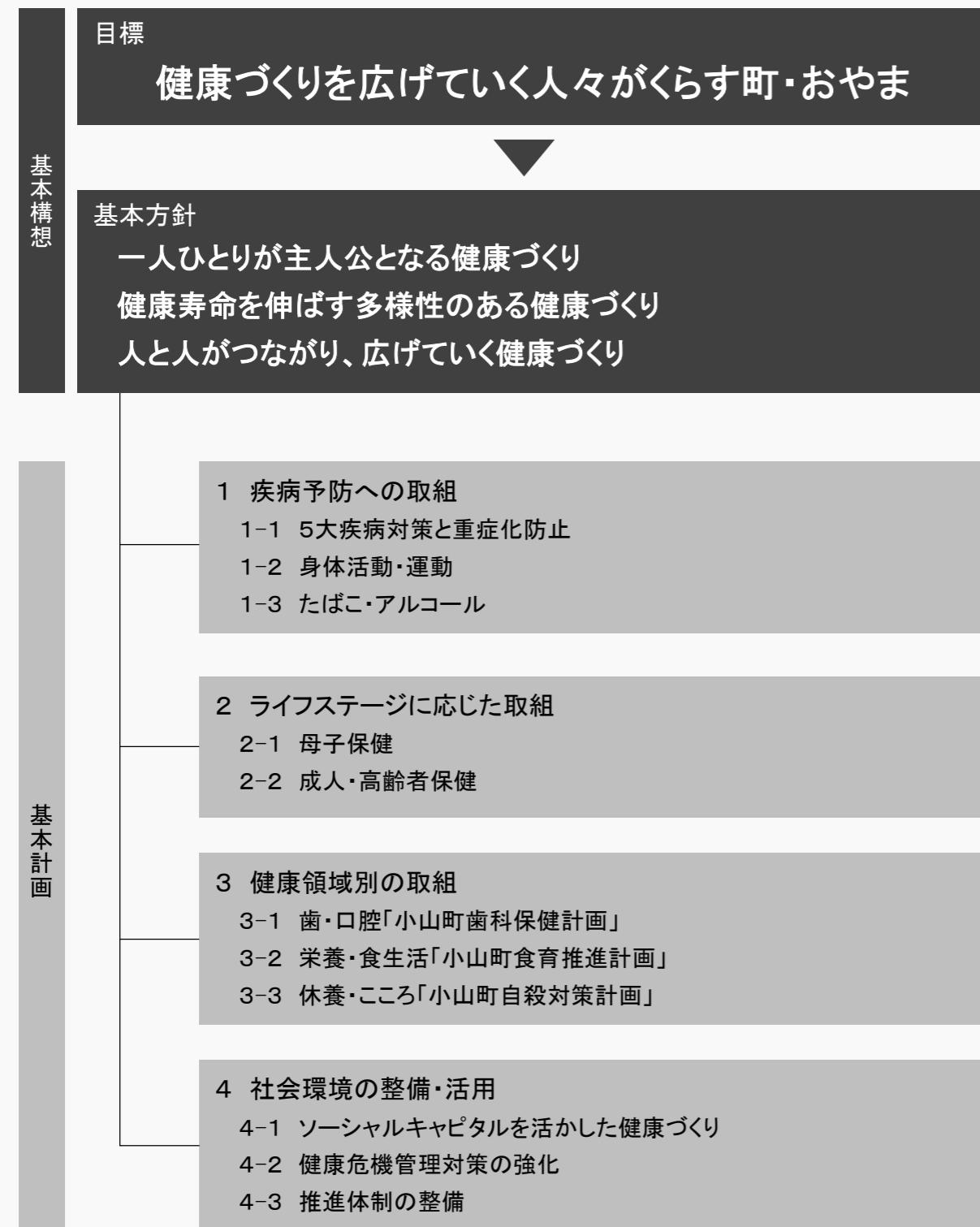
計画の位置づけ

この計画は、国の『健康日本21(第三次)』、静岡県の『第4次静岡県健康増進計画』及び『第5次小山町総合計画』との調和を図り、小山町の保健施策の基本となる計画です。本計画の一部には、小山町食育推進計画、小山町歯科保健計画及び小山町自殺対策計画の3つの分野別計画を併せて位置付けています。



施策の体系

以下に、『第4次小山町保健計画』の施策の体系を示します。計画の目標と基本方針に基づき、基本計画では、**〈疾病予防への取組〉**、**〈ライフステージに応じた取組〉**、**〈健康領域別の取組〉**、**〈社会環境の整備・活用〉**について論じていきます。



◆第5次小山町総合計画後期計画では、各分野の施策を講じることによってSDGsの推進を図るものとし、保健・医療・介護分野については、特に関連するものとしてゴール3（すべての人に健康と福祉を）を設定しており、ゴール3のターゲット（具体的な目標）では、妊娠婦、新生児、幼児の死亡率の削減や感染症への対処、疾病予防、自殺予防、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒の防止等が掲げられています。本計画は、世界の潮流と歩みをあわせて健康づくりを推進することにより、SDGsの達成に寄与するものです。

基本計画

1 疾病予防への取組

| 分野 | 施策 |
|------------------|---|
| I-1 5大疾病対策と重症化防止 | <ul style="list-style-type: none">①健康教育・健康相談の充実②特定健康診査・がん検診の受診意識の向上③健康管理の推進 |
| I-2 身体活動・運動 | <ul style="list-style-type: none">①身体活動の普及促進②運動のできる機会の提供③地域の仲間で取り組む活動の推進 |
| I-3 たばこ・アルコール | <ul style="list-style-type: none">①たばこの害の知識の普及②アルコールによる健康障害の防止 |

2 ライフステージに応じた取組

| 分野 | 施策 |
|--------------|---|
| 2-1 母子保健 | <ul style="list-style-type: none">①妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と安心して子育てできる環境づくり（妊娠・乳幼児期）②心身ともに健全な子どもを育む（学童・思春期） |
| 2-2 成人・高齢者保健 | <ul style="list-style-type: none">①働き盛りの健康を守る（成人期）②元気な高齢者を増やす（高齢期） |

3 健康領域別の取組

| 分野 | 施策 |
|---------------------------|--|
| 3-1 歯・口腔 「小山町歯科保健計画」 | <ul style="list-style-type: none">①一人ひとりが取り組む歯と口腔の機能の維持向上②歯や口腔の健康と全身の健康との関連した取組③歯と口腔の健康づくりのための環境整備 |
| 3-2 栄養・食生活 「小山町食育推進計画」 | <ul style="list-style-type: none">①生涯を通じた食育の推進②生活習慣病予防の食生活の推進③食育推進環境の充実④新たな日常やデジタルに対応した食育の推進⑤食の安全・安心の取組の促進 |
| 3-3 休養・こころ 「小山町自殺対策計画」 | <ul style="list-style-type: none">①自殺防止の啓発②身近な支え合いの環境づくり③心の悩みを相談できる体制の充実④子ども・若者の心の健康支援対策⑤子育て世代の心の健康支援⑥働く世代の心の健康維持⑦ハイリスク者支援対策⑧関係機関の連携による支援（連携体制） |

4 社会環境の整備・活用

| 分野 | 施策 |
|--------------------------|---|
| 4-1 ソーシャルキャピタルを活かした健康づくり | <ul style="list-style-type: none">①人とのつながりを健康に活かす②人が集う地域の居場所づくり③自然環境を活かした健康づくりの推進 |
| 4-2 健康危機管理対策の強化 | <ul style="list-style-type: none">①災害時に充分な保健・医療体制の確立②感染症対策の推進③地域医療・救急医療体制の整備・充実 |
| 4-3 推進体制の整備 | <ul style="list-style-type: none">①保健、医療、福祉、教育等の連携②保健従事者の充実③正しい健康情報の提供④保健計画の進捗を評価検証する体制の構築 |